

物 件 調 査 書

物件番号	68
------	----

所 在 地		北海道北見市留辺蘂町栄町 7 7 番 1						
住 居 表 示		同 所						
現 況 地 目 及び面積等		宅地	3,806.91 m ²				工作物	—
			—————				立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	77番1						
	地目	宅地						
	数量	3,806.91m ²						
	地番							
	地目							
	数量							
接面道路		北側 南側	舗装市道 舗装市道	幅員約 幅員約	14.0 m 8.2 m	(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第1号道路)		
の 状 況								
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	都市計画区域内（非線引）						
		用途地域	準工業地域					
		地域・地区						
		建ぺい率	60%					
		容 積 率	200%					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
	その他	・都市計画法 ・景観法 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・水防法 ・土壌汚染対策法 ・都市再生 特別措置法						
私道の負担等 に関する事項		私道負担 道路後退	無 無	負担の内容 負担の内容				
供 給 処 理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有					
	公共下水道	接面道路配管	有					
	都市ガス	接面道路配管	無					
交通機関	鉄道等	J R 石北本線 留辺蘂駅の 南西方 約0.5km 徒歩7分						
公共施設	北見市役所留辺蘂総合支所		北見市立留辺蘂小学校		北見市立留辺蘂中学校			
参 考 事 項	別紙を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- ・当該物件内には、公共水道管及び第三者使用の引込給水管が埋設されています。公共水道管及び第三者使用の引込給水管の埋設状況は、北海道財務局 北見出張所 管財課で資料を閲覧してください。なお、管路調査を実施していないことから、概要図に記載されている埋設状況は推定です。（入札案内書「6. 特約条項及び資料の閲覧について」参照。）
- ・当該物件は、開発行為をしようとする場合には、都市計画法第29条の許可を受けなければなりません。
- ・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に北海道知事の許可が必要になる場合があります。詳細については、オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設指導課に照会願います。
- ・当該物件を含む周辺地域は、北見市洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています。詳細については、北見市に照会願います。
- ・当該物件は、北見市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の誘導施設の開発、建築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき北見市長への事前届出が必要となります。詳細については、北見市に照会願います。
- ・当該物件の南西側隣接地から、車庫の屋根、土留及び物置の屋根が越境しています。
- ・当該物件内の筆界で、直線上にある境界標について、不存在のものは「無標」と記載しています。概要図でご確認ください。
- ・当該物件の南側市道沿いの敷地内に、公共樹（汚水）が複数設置されています。
- ・当該物件内には、マンホールが設置されています。
- ・当該物件内には、石及びコンクリートガラが散在しています。
- ・当該物件内には、樹木及び切株が多数あります。
- ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。

所在地

北見市留辺蘂町栄町77番1

物件番号

68

案内図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

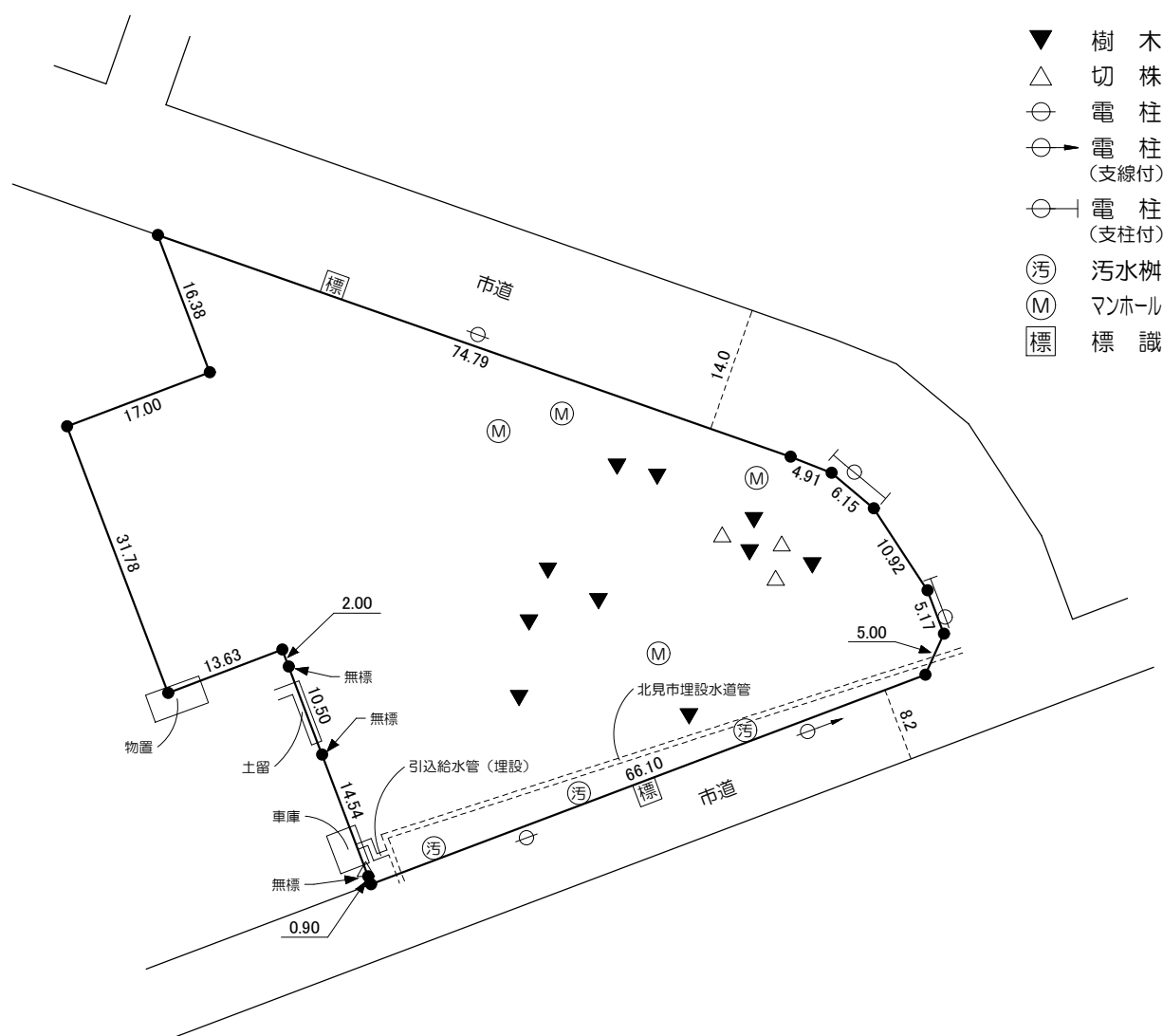
所在地

北見市留辺蘂町栄町77番1

物件番号

68

概要図



- ▼ 樹木
- △ 切株
- ⊕ 電柱
- ⊕→ 電柱 (支線付)
- ⊕— 電柱 (支柱付)
- ⊗ 汚水桝
- Ⓜ マンホール
- 標 標識

単位：メートル

※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	68
所在地	北見市留辺蘂町栄町77番1

